

おくやみハンドブック

寒河江市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

寒河江市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

寒河江市役所 0237-86-2111（代表）

本冊子の使い方

市役所などでの手続きを、スムーズに進めていただけるよう手続きの流れをご案内します。亡くなられた方によって、手続きの内容は異なりますので、本冊子に沿って事前準備をしていただくようお願いします。

STEP 1

チェックリストで必要な手続きを把握する

チェックリストでは、亡くなられた方の状況から、どの手続きが必要なのかを把握することができます。



STEP 2

手続きの詳細を確認し、事前準備をする

各種手続きの詳細ページでは、手続きに必要なものなどを把握することができます。また、「手続き可能な人」が手続き窓口に行けない場合は、「手続き可能な人」が委任状(55ページ参照)を作成しておく必要があります。

STEP 3

手続き窓口に行く

この冊子と手続きに必要なもの、窓口に来る方の本人確認書類(下記「本人確認書類について」参照)を持ち、それぞれの手続き窓口へ行きます。

※窓口に来る方の続柄によっては、手続きできないものもあります。あらかじめご了承ください。

本人確認書類について

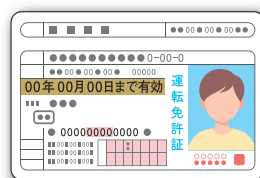
□ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

□ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (48 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認	(49 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (50 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (49 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告 (50 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

市役所周辺地図

市役所庁舎案内

〔A〕上下水道課

Ｌ１Ｆ 上下水道課

〔B〕ハートフルセンター

Ｌ１Ｆ 福祉国保課
健康増進課
子育て推進課

〔C〕寒河江市役所(本庁舎)

Ｌ２Ｆ 市民生活課
Ｌ３Ｆ 建設管理課
税務課
農林課
農業委員会

※上記は、おくやみハンドブックに掲載されている手続き先の課です。

窓口受付日時

各窓口

平日(土日祝及び年末年始を除く)
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

日曜証明窓口(市民生活課)

日曜日(年末年始を除く)

午前 8 時 30 分～正午

※一部取得できない証明書があります。



死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）



死亡が記載された戸籍は、すぐには取得できませんので、手続きに必要な場合はご注意ください。
亡くなられた方の本籍地が寒河江市で、寒河江市に死亡届を提出された場合は、提出された日から4日程度（土日祝日を除く）で死亡が記載された戸籍の取得が可能になります。本籍地や死亡届の提出先が寒河江市以外の場合は、取得可能な日にちが異なりますので、事前に寒河江市か提出先の各市町村にお問い合わせください。

区分	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録	マイナンバーカードを持っていた	☐	P.7
	印鑑登録をしていた	☐	
	3人以上の世帯の世帯主だった	☐	P.8
健康保険	国民健康保険に加入していた（原則75歳未満の方）	☐	P.9
	後期高齢者医療保険に加入していた（原則75歳以上の方）	☐	P.11
年金	国民年金のみを受給していた	☐	P.13
	国民年金に加入していた（年金を受け取る前の方）	☐	P.14
	厚生年金に加入または受給していた	☐	P.15
	共済年金に加入または受給していた	☐	
	農業者年金を受給していた	☐	P.16
税金	市税の納付が済んでいない	☐	P.17
	市税の還付がある	☐	P.19
	固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）	☐	
	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	☐	P.20
介護保険	65歳以上または介護認定を受けていた	☐	P.21

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	該当事項	☑	詳細ページ
上下水道	上下水道を使用していた	☐	P.22
	亡くなられた方名義の口座から水道料金・下水道使用料の振替を行っていた	☐	
	給水装置を設置している物件の所有者だった	☐	P.23
	下水道事業受益者負担金の納付義務者であった	☐	
高齢者福祉サービス	紙おむつ受給券の交付を受けていた	☐	P.24
	移送サービス利用券の交付を受けていた	☐	
	訪問理美容サービス利用券の交付を受けていた	☐	P.25
	鍼灸マッサージ等助成利用者証の交付を受けていた	☐	
	ふれあい配食サービスを利用していた	☐	P.26
	あんしん訪問サービス（乳酸菌飲料配達）を利用していた	☐	
	高齢者等見守りサービス（緊急通報装置の貸出）	☐	P.27
福祉（障がい）	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	☐	P.28
	障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給していた	☐	
	特別児童扶養手当を受給していた	☐	P.29
	重度心身障害（児）者医療証を交付されていた	☐	P.30
	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	☐	
	児童通所施設を利用していた	☐	P.31
	障害福祉サービスを利用していた	☐	

区分	該当事項	☑	詳細ページ
福祉 (障がい)	福祉タクシー券を交付されていた	☐	P.32
	自動車燃料費助成券を交付されていた	☐	
	補装具費の給付を受けていた	☐	P.33
	日常生活用具の給付を受けていた	☐	
	在宅酸素療法者助成金受給者登録をされていた	☐	P.34
	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養共済年金)	☐	P.35
子ども	児童手当を受給していた	☐	P.37
	児童扶養手当を受給していた	☐	P.38
	子育て支援医療証を交付されていた	☐	P.39
	ひとり親家庭等医療証を交付されていた	☐	
	養育医療券を交付されていた	☐	P.40
その他	家財整理をしたい	☐	P.41
	道路を占用していた	☐	
	市営住宅に住んでいた	☐	P.42
	農地を所有していた	☐	
	森林の土地を所有していた	☐	P.43
	水路・道路用地を使用していた	☐	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカードを持っていた

手続き カードは失効します

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がマイナンバーカードを持っていた場合、死亡日をもってカードは失効します。 ※カードの返却は不要です。 ※今後の手続きで亡くなられた方のマイナンバーが必要になる場合があります。しばらくの間は保管いただき、必要がなくなったら破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	—
必要なもの	手続き・問い合わせ先
—	市民生活課 市民係 ☎ 0237-85-1854

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証(さくらんぼのカード)は無効となりますので、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 印鑑登録証(さくらんぼのカード)	市民生活課 市民係 ☎ 0237-85-1854

3人以上の世帯の世帯主だった

手続き 世帯主変更

手続き詳細	期 限
世帯主が亡くなり、世帯員が2人以上残っている場合は、世帯主変更の手続きが必要です。 ※亡くなられた方を含めて、2人世帯だった場合は、残った世帯員が自動的に世帯主になりますので、手続きは不要です。	死亡日から14 日以内
	手続き可能な人
	亡くなられた方と同一世帯の方
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 国民健康保険加入者全員の被保険者証	市民生活課 市民係 ☎ 0237-85-1854

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた（原則75歳未満の方）

手続き① 保険証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために亡くなられた方の国民健康保険被保険証を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 国民健康保険被保険証	・ 福祉国保課 国保医療係 ・ 市民生活課 市民係
	問い合わせ先
	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険か国民健康保険か、葬祭費の請求先を選択できます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 葬祭執行者（喪主）の通帳	・ 福祉国保課 国保医療係 ・ 市民生活課 市民係
	問い合わせ先
	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給されなかった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 相続人の通帳	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

手続き④ 保険税の納付または還付の手続き

手続き詳細	期 限
市より亡くなられた方のご遺族の方へ、保険税の納付または還付に関するお手紙を送付します。内容をご確認いただき、納付または還付の手続きをしてください。 お手紙を受け取られた方と相続人が異なる場合は、相続人の方へお渡しください。 ※相続人が相続放棄をした場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。相続放棄をした方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	後日届くお手紙に記載
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き・問い合わせ先
▼法定相続人の方が相続する 原則不要 ▼法定相続人以外の方が相続する ☐ 相続権を証する書類 (遺産分割協議書、登記事項証明書、遺言書の写しなど)	税務課 市民諸税係 ☎ 0237-85-1696

2. 健康保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた（原則75歳以上の方）

手続き① 保険証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために亡くなられた方の後期高齢医療保険証を回収します。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 後期高齢者医療保険証	・ 福祉国保課 国保医療係 ・ 市民生活課 市民係
	問い合わせ先
	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内に亡くなられた場合には、加入していた健康保険か後期高齢者医療保険か、葬祭費の請求先を選択できます。	葬祭を行った日の翌日から2年間
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 葬祭執行者（喪主）の通帳	・ 福祉国保課 国保医療係 ・ 市民生活課 市民係
	問い合わせ先
	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給されなかった場合に申立て申請ができます。	2年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 相続人の通帳	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

手続き④ 保険料の納付または還付の手続き

手続き詳細	期 限
市より亡くなられた方のご遺族の方へ、保険料の納付または還付に関するお手紙を送付します。内容をご確認いただき、納付または還付の手続きをしてください。 お手紙を受け取られた方と相続人が異なる場合は、相続人の方へお渡しください。 ※相続人が相続放棄をした場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。相続放棄をした方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	後日届くお手紙に記載
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き・問い合わせ先
▼法定相続人の方が相続する 原則不要 ▼法定相続人以外の方が相続する ☐ 相続権を証する書類 (遺産分割協議書、登記事項証明書、遺言書の写しなど)	税務課 市民諸税係 ☎ 0237-85-1696

3. 年金に関する手続き



年金の各種手続きは、亡くなられた方やご遺族の状況により、必要な手続きや手続き先などが異なります。（市役所で受付可能な手続きは一部に限られます。）
亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものをご準備の上、**事前にねんきんダイヤル（0570-05-1165）にお問い合わせいただき**、必要な手続きの確認をお願いします。

国民年金のみを受給していた

手続き 未支給年金の請求と受給権者死亡の届出

手続き詳細	期 限
▼未支給年金の請求 亡くなられた方の未支給の年金は、ご遺族が代わりに受け取ることができます。請求できる方は、亡くなられた方と生計を同じくしていた親族で、優先順位は①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他三親等内の親族です。 ※国民年金とあわせて厚生年金を受給していた方は、「厚生年金に加入または受給していた」をご覧ください。 ▼受給権者死亡の届出 亡くなられた方のマイナンバーが日本年金機構に登録されている場合、原則、手続きは不要です。詳しくは、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。	時効 5 年 手続き可能な人 亡くなられた方と生計を同じくしていた3親等内の親族
必要なもの	手続き可能な窓口
▼一般的な必要書類 ☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 請求者の本人確認書類 ☐ 請求者の通帳 ☐ 請求者と亡くなられた方の身分関係を明らかにする戸籍謄本（死亡日以降に取得したもの） ☐ 請求者のマイナンバーがわかる書類 ※状況によっては、上記以外の書類が必要になる場合もあります。必ず事前にお問い合わせください。 ▼問い合わせの際に必要なもの ☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	・ 市民生活課 市民係 ・ 最寄りの年金事務所（予約制） 問い合わせ先 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890

国民年金に加入していた（年金を受け取る前の方）

手続き 必要な手続きを確認してください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国民年金に加入している場合、以下の年金や一時金が支給される可能性があります。詳しくは、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。 ①遺族基礎年金 亡くなられた方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障害の状態にある場合は20歳）のいる配偶者」とその「子」が受け取ることができます。 ②寡婦年金 死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなった場合に、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計維持されていた妻が受け取ることができます。 ③死亡一時金 死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を納めた月数が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなられた場合、その方と生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順）が受け取ることができます。	①と②は時効5年 ③は時効2年
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	手続き可能な窓口
▼問い合わせの際に必要なもの ☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	・市民生活課 市民係 ・最寄りの年金事務所（予約制）
	問い合わせ先
	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890

3. 年金に関する手続き

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きを確認してください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。詳しくは、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。	お問い合わせください
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
▼問い合わせの際に必要なもの ☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 予約専用ダイヤル ☎ 0570-05-4890

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きを確認してください

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。詳しくは、各共済組合にお問い合わせください。	お問い合わせください
	手続き可能な人
	お問い合わせください
必要なもの	問い合わせ先
▼問い合わせの際に必要なもの ☐ 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
受給権者が亡くなられた場合、遺族の方は速やかにお近くのJAに「農業者年金死亡関係届出書」を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	ご遺族の方
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日と申請する方と受給権者との身分関係が確認できるもの(除籍抄本、住民票の写し、その他死亡日を明らかにすることができる証明書)	お近くのJA
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 0237-85-1789

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き① 納付の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方に市税などの未納がある場合は、亡くなられた方に代わって、相続人に納付していただく必要があります。既に届いている納付書で納付してください。 納付状況が不明の場合や納付書が見当たらない場合は、お問い合わせください。	納付書に記載の納期限まで ※すでに納期限が過ぎてしまっている場合は、早急に納付してください。
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 納付書	寒河江市指定金融機関など ※詳しくはお問い合わせください。
	問い合わせ先
	税務課 納税係 ☎ 0237-85-1741

手続き② 相続放棄した

手続き詳細	期 限
相続人が相続放棄をした場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。相続放棄をした方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 相続放棄申述受理通知書	税務課 納税係 ☎ 0237-85-1741

手続き③ 口座振替停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方名義の預貯金口座を市税などの口座振替(自動払込)用口座として利用している場合は、税務課納税係に口座振替の停止を申し出てください。その後、利用していた金融機関に停止届を提出してください。	速やかに
	手続き可能な人 ・ 相続人 ・ 亡くなられた方名義の預貯金口座を口座振替用口座として利用している納税義務者
必要なもの	手続き窓口
☐ 市税等口座振替停止届兼自動払込停止申込書 (窓口でお渡しします)	・ 税務課 納税係 ・ 振替口座のある金融機関窓口
	問い合わせ先 税務課 納税係 ☎ 0237-85-1741

MEMO

4. 税金に関する手続き

市税の還付がある

手続き 還付の手続き

手続き詳細	期 限
市より亡くなられた方のご遺族の方へ、市税の納付または還付に関するお手紙を送付します。内容をご確認いただき、納付または還付の手続きをしてください。 お手紙を受け取られた方と相続人が異なる場合は、相続人の方へお渡しください。	後日届くお手紙に記載
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き・問い合わせ先
▼法定相続人の方が相続する 原則不要 ▼法定相続人以外の方が相続する ☐ 相続権を証する書類 (遺産分割協議書、登記事項証明書、遺言書の写しなど)	税務課 市民諸税係 ☎ 0237-85-1696

固定資産を持っていた（所有権移転登記が済んでいない）

手続き 代理納税義務者の設定（変更）届の提出

手続き詳細	期 限
寒河江市内に固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、相続登記が完了するまでの間、その資産に対する固定資産税（及び都市計画税）にかかる納税義務者を相続人の中から指定または変更するための届出が必要です。（固定資産税の賦課期日は毎年1月1日ですので、それ以降に相続登記をされた方もご提出ください。） ※登記簿上の所有者を変更するには、法務局（寒河江支局）で相続登記の手続きが必要です。	速やかに ※郵送で代理納税義務者の設定（変更）届が届いた方は約3週間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 相続人の印鑑	税務課 固定資産税係 問い合わせ先 税務課 固定資産税係 ☎ 0237-85-1708 山形地方方法務局 寒河江支局 ☎ 0237-86-3258

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を引き続き使用しない場合は、必ず廃車(標識の返納)の手続きが必要です。	死亡日から30日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 標識(ナンバープレート) ☐ 標識交付証明書(お持ちの方のみ)	市民生活課 市民係
	問い合わせ先
	▼手続きに関すること 市民生活課 市民係 ☎ 0237-85-1854 ▼税金に関すること 税務課 市民諸税係 ☎ 0237-85-1696

手続き② 名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が所有していた原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を相続人が引き続き使用する場合は、名義変更の手続きが必要です。	死亡日から15日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 標識交付証明書(お持ちの方のみ) ☐ 標識番号(ナンバー)がわかるもの	市民生活課 市民係
	問い合わせ先
	▼手続きに関すること 市民生活課 市民係 ☎ 0237-85-1854 ▼税金に関すること 税務課 市民諸税係 ☎ 0237-85-1696

5. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き① 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。また、介護保険負担割合証及び介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は、併せて返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き可能な窓口
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証(お持ちの方のみ) ☐ 介護保険負担限度額認定証(お持ちの方のみ)	・健康増進課 介護保険係 ・市民生活課 市民係
	問い合わせ先
	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

手続き② 保険料の納付または還付の手続き

手続き詳細	期 限
市より亡くなられた方のご遺族の方へ、保険料の納付または還付に関するお手紙を送付します。内容をご確認いただき、納付または還付の手続きをしてください。 お手紙を受け取られた方と相続人が異なる場合は、相続人の方へお渡しください。 ※相続人が相続放棄をした場合、その納付義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しを提出してください。相続放棄をした方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	後日届くお手紙に記載
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き・問い合わせ先
▼法定相続人の方が相続する 原則不要 ▼法定相続人以外の方が相続する ☐ 相続権を証する書類 (遺産分割協議書、登記事項証明書、遺言書の写しなど)	税務課 市民諸税係 ☎ 0237-85-1696

6. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き 使用者名の変更または閉栓手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が使用者（請求のあて先）の場合、使用者変更または閉栓手続きが必要です。 ※電話手続き可。	死亡の事実が判明した時点でご連絡ください。
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	手続き・問い合わせ先
特に必要なものはありませんが、お客様番号のわかるもの（検針票、納付書など）があればスムーズに手続き可能です。	上下水道課 経営企画係 ☎ 0237-86-8511

亡くなられた方名義の口座から水道料金・下水道使用料の振替を行っていた

手続き 水道料金・下水道使用料の振替口座の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が振替口座の名義人で、引き続き口座振替のご利用を希望される場合は、新たに引き落としを希望される口座のある金融機関の窓口で、口座振替の申し込みが必要です。	金融機関から上下水道課に奇数月末までに到着しますと、次の偶数月からの振替となります。
	手続きが間に合わなければ、それまでは納付書払いとなります。
	手続き可能な人
必要なもの ☐ 引き落としを希望される口座の通帳 ☐ 通帳の届出印 ☐ お客様番号がわかるもの（検針票、納付書など）	口座の名義人
	手続き可能な窓口
	市内金融機関窓口
	※市内に本支店を持つ金融機関のみのお取り扱いです。
	問い合わせ先
	上下水道課 経営企画係 ☎ 0237-86-8511

6. 上下水道に関する手続き

給水装置を設置している物件の所有者だった

手続き 給水装置所有者変更の手続き

手続き詳細	期 限
法務局で、物件の所有権移転登記が終わりましたら、所有者変更の手続きが必要です。 ※郵送手续可。電話でご連絡いただければ書類をお送りします。	対象物件の移転登記完了後、速やかに
	手続き可能な人
	新しい所有者または親族、同居者が望ましい
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 所有権の移転が確認できる書類 (登記完了証、登記全部事項証明などの写し) ※遺産分割協議書では手続きできません。 ※移転登記後の書類一式を上下水道課にご持参いただければ、必要箇所の写しを取らせていただきます。	上下水道課 経営企画係 ☎ 0237-86-8511

下水道事業受益者負担金の納付義務者であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きが必要です。 ※郵送手续可。電話で連絡いただければ書類をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者が望ましい
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 下水道事業受益者変更申請書	上下水道課 経営企画係 ☎ 0237-86-8511

7. 高齢者福祉サービス

紙おむつ受給券の交付を受けていた

手続き 未使用分の紙おむつ受給券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が紙おむつ受給券を交付されていた場合、死亡日をもって使用できなくなります。未使用分の紙おむつ受給券があれば返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の紙おむつ受給券	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

移送サービス利用券の交付を受けていた

手続き 未使用の移送サービス利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が移送サービス利用券を交付されていた場合、死亡日をもって使用できなくなります。未使用分の移送サービス利用券があれば返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の移送サービス利用券	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

7. 高齢者福祉サービス

訪問理美容サービス利用券の交付を受けていた

手続き 未使用の訪問理美容サービス利用券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が訪問理美容サービス利用券を交付されていた場合、死亡日をもって使用できなくなります。未使用分の訪問理美容サービス利用券があれば返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の訪問理美容サービス利用券	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

鍼灸マッサージ等助成利用者証の交付を受けていた

手続き 未使用の鍼灸マッサージ等助成利用者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が鍼灸マッサージ等助成利用者証を交付されていた場合、死亡日をもって使用できなくなります。未使用分の鍼灸マッサージ等助成利用者証があれば返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の鍼灸マッサージ等助成利用者証	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

7. 高齢者福祉サービス

ふれあい配食サービスを利用していた

手続き ふれあい配食サービス利用停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方がふれあい配食サービスを利用されていた場合、死亡日以降の訪問を停止しますので、ご連絡ください。 (入院等で利用を休止していた方も含む。)	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
—	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

あんしん訪問サービス(乳酸菌飲料配達)を利用していた

手続き あんしん訪問サービス(乳酸菌飲料配達)停止の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方があんしん訪問サービスを利用されていた場合、死亡日以降の訪問を停止しますので、ご連絡ください。 (入院等で利用を休止していた方も含む。)	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
—	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

7. 高齢者福祉サービス

高齢者等見守りサービス（緊急通報装置の貸出）

手続き 高齢者等見守りサービス利用停止の手続き（緊急通報装置の撤去）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高齢者等見守りサービスを利用されていた場合、緊急通報装置を撤去しますので、ご連絡ください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
—	健康増進課 介護保険係 ☎ 0237-85-0777

MEMO

8. 福祉(障がい)に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
該当するものをお持ちください。 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受給していた

手続き 死亡届(兼)未支払手当請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格がそれぞれ喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未払い分がある場合は、相続人の通帳	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

8. 福祉(障がい)に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

▼受給者が亡くなられた場合

手続き 未払いの特別児童扶養手当の請求、受給者死亡届の提出、受給者の変更

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの手当の請求、受給者死亡の届出及び受給者の変更の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
▼未払いの特別児童扶養手当の請求(未払い分がある場合) ☐ 対象児童(障がい児)の通帳	親族
▼受給者死亡の届出 ☐ 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 (受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可、公簿などで確認できる場合は省略可)	手続き・問い合わせ先
▼受給者の変更(受給資格が継続する場合) ☐ 認定請求者の戸籍謄本 ☐ 認定請求者名義の通帳	子育て推進課 家庭支援係 ☎ 0237-85-0617

▼児童が亡くなられた場合

手続き 資格喪失届または額改定届の提出

手続き詳細	期 限
特別児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、原則、資格喪失届または額改定届の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 対象児童が亡くなられたことを証する書類 (公簿などで確認できる場合は省略可)	受給者
	手続き・問い合わせ先
	子育て推進課 家庭支援係 ☎ 0237-85-0617

重度心身障害（児）者医療証を交付されていた

手続き 医療証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
重度心身障害（児）者医療証を交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。医療証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 重度心身障害（児）者医療証	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。 亡くなられた方の自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

8. 福祉(障がい)に関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 通所受給者証	子育て推進課 こども支援係 ☎ 0237-85-0907

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証を返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 障害福祉サービス受給者証	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

福祉タクシー券を交付されていた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を交付されていた場合、死亡日をもって使用できなくなります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の福祉タクシー券	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

自動車燃料費助成券を交付されていた

手続き 未使用分の自動車燃料費助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を交付されていた場合、死亡日をもって使用できなくなります。未使用分の自動車燃料給油券があれば返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の自動車燃料給油券	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

8. 福祉(障がい)に関する手続き

補装具費の給付を受けていた

手続き 未使用分の補装具費支給券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が補装具費の給付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の給付券があれば、返却してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の補装具費支給券	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

日常生活用具の給付を受けていた

手続き 未使用分の日常生活用具給付券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が日常生活用具の給付を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の給付券があれば、返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 未使用分の日常生活用具給付券	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

在宅酸素療法者助成金受給者登録をされていた

手続き 登録申請事項変更届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が在宅酸素療法者助成金受給者へ登録されていた場合、死亡月をもって受給資格が喪失します。	速やかに
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 在宅酸素療法者助成金受給者登録申請事項変更届	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

MEMO

8. 福祉(障がい)に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養共済年金)

▼掛金を支払っていた方が亡くなられた場合

手続き 死亡等届書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 年金支給請求書 ☐ 死亡等届書 ☐ 亡くなられた方の死亡診断書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金を受給する方の住民票 ☐ 年金を受給する方の通帳 ☐ 加入証書	年金を受給する方または、扶養年金管理者 手続き・問い合わせ先 福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

▼扶養共済年金を受給する予定の方が亡くなられた場合

手続き 死亡等届書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
加入期間が1年以上の場合で、加入者が生存中に年金を受給する予定の方が亡くなられた場合または、加入者と年金を受給する予定の方が同時に亡くなられた場合、弔慰金の請求が必要です。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 弔慰金請求書 ☐ 死亡等届書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 掛金を支払っていた方の住民票 ☐ 掛金を支払っていた方の通帳 ☐ 加入証書	年金加入者または、扶養年金管理者 手続き・問い合わせ先 福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

▼扶養共済年金を受給していた方が亡くなられた場合

手続き 死亡等届書の提出

手続き詳細	期 限
年金を受給していた方が亡くなられた場合、支給停止の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 死亡等届書 ☐ 亡くなられた方の住民票の除票 ☐ 年金証書	指定相続人
	手続き・問い合わせ先
	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395

▼扶養共済年金の年金管理者が亡くなられた場合

手続き 年金管理者変更届の提出

手続き詳細	期 限
年金管理者が亡くなられた場合は、新しく年金を管理する方についての手続きが必要です。成年後見人を年金管理者とする場合は、下記以外にも必要な書類がありますので、事前にお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
▼年金を受給する前の変更 ☐ 年金管理者変更届書 ▼年金受給中の変更 ☐ 年金管理者変更届書 ☐ 死亡等届書 ☐ 旧年金管理者の年金証書	年金加入者、年金を受給する方または新しい年金管理者
	手続き・問い合わせ先
	福祉国保課 生活福祉係 ☎ 0237-85-0395
※旧年金管理者名義の口座を振込先に指定している場合、追加書類が必要なため、お問い合わせください	

9. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

▼受給者が亡くなられた場合

手続き 未払いの児童手当の請求と受給者の変更

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの児童手当及び受給者の変更手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	原則、死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
▼未払いの児童手当の請求(未払い分がある場合) ☐ 支給対象児童(高校生年代までの児童で年長の児童)名義の通帳 ▼受給者の変更の手続き ☐ 受給予定者の健康保険証 ☐ 受給予定者名義の通帳	受給者が亡くなられた後、対象児童を養育する方 手続き・問い合わせ先 子育て推進課 家庭支援係 ☎ 0237-85-0617

▼児童が亡くなられた場合

手続き 消滅届または額改定届の提出

手続き詳細	期 限
児童手当の対象児童が亡くなられた場合、原則、消滅届または額改定届の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	原則、死亡日の翌日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 対象児童が亡くなられたことを証する書類 (公簿などで確認できる場合は省略可)	受給者 手続き・問い合わせ先 子育て推進課 家庭支援係 ☎ 0237-85-0617

児童扶養手当を受給していた

▼受給者が亡くなられた場合

手続き 未払いの児童扶養手当の請求と受給者死亡届の提出

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなられた場合、未払いの児童手当及び受給者の変更手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。	死亡日から14日以内
必要なもの	手続き可能な人
▼未払いの児童扶養手当の請求(未払い分がある場合) ☐ 支給対象児童(年長の児童)名義の通帳 ▼受給者死亡の届出 ☐ 児童扶養手当の証書 ☐ 受給者が亡くなられたことを証する書類 (公簿などで確認できる場合は省略可)	親族など
	手続き・問い合わせ先
	子育て推進課 家庭支援係 ☎ 0237-85-0617

▼児童が亡くなられた場合

手続き 消滅届または額改定届の提出

手続き詳細	期 限
児童扶養手当の対象児童が亡くなられた場合、原則、消滅届または額改定届の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
☐ 児童扶養手当の証書 ☐ 対象児童が亡くなられたことを証する書類 (公簿などで確認できる場合は省略可)	受給者
	手続き・問い合わせ先
	子育て推進課 家庭支援係 ☎ 0237-85-0617

9. 子どもに関する手続き

子育て支援医療証を交付されていた

手続き 医療証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
子育て支援医療証を交付されていた児童が亡くなった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、医療証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 子育て支援医療証	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続き 医療証の返却または破棄

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証を交付されていた方が亡くなった場合、死亡日をもって受給資格が喪失となりますので、医療証を返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ ひとり親家庭等医療証	福祉国保課 国保医療係 ☎ 0237-85-0327

養育医療券を交付されていた

手続き 医療券の返納

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	乳児の保護者
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 養育医療券	子育て推進課 家庭支援係 ☎ 0237-85-0617

MEMO

10. その他の手続き

家財整理をしたい

手続き 寒河江地区クリーンセンターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
寒河江地区クリーンセンターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類を持参し、クリーンセンターの計量所職員に提示してください。 ※一部クリーンセンターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が寒河江市外の場合は搬入できません。	なし (搬入日当日に確認書類をお持ちください)
	手続き可能な人 基本的にご親族の方
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 亡くなられた方が住んでいた住所が確認できる書類 (郵便物、公共料金の明細書など)	寒河江地区クリーンセンター ☎ 0237-84-4225

道路を占用していた

手続き 占用許可の廃止または変更手続き

手続き詳細	期 限
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出、名義の変更をする場合は変更申請が必要です。 詳しくは、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き・問い合わせ先
▼道路占用の廃止 ☐ 占用廃止届 ☐ 占用許可書の写し ▼名義の変更 ☐ 道路占用申請書及び表記されている添付書類	建設管理課 総務計画係 ☎ 0237-85-1622

市営住宅に住んでいた

手続き 継続使用承認の申請または明け渡しの手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きなどが必要です。亡くなられた方によって手続きが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	手続き・問い合わせ先
お問い合わせください。	建設管理課 建築住宅係 ☎ 0237-85-1627

農地を所有していた

手続き 農地を相続した旨の届出

手続き詳細	期 限
農地をお持ちの方が亡くなられた場合、法務局で相続の登記と農業委員会への届出が必要です。 農地の相続登記が終わったら、「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」を農業委員会へ提出してください。	農地についての権利を取得したことを知った日時点から10か月以内
	手続き可能な人 親族 (農地の権利を取得した方)
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 相続登記完了証の写し	農業委員会事務局 農地係 ☎ 0237-85-1803

10. その他の手続き

森林の土地を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
法務局で、相続登記が終わりましたら、「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要です。届出をもとに林地台帳の更新を行います。	登記完了後、速やかに
	手続き可能な人
	相続で新たに森林の土地の所有者となった方
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 相続登記の登記完了証の写し ☐ 森林の位置を示す地図など	農林課 農村整備係 ☎ 0237-85-1778

水路・道路用地を使用していた

手続き 法定外公共物使用者等住所と氏名等変更届の提出

手続き詳細	期 限
法定外公共物使用者などが亡くなられたとき、使用者などの変更手続きが必要です。詳しくは、事前にお問い合わせください。	速やかに
	手続き可能な人
	新たに法定外公共物を使用する方または相続権者の方
必要なもの	手続き・問い合わせ先
☐ 法定外公共物使用者等住所、氏名等変更届	建設管理課 管理係 ☎ 0237-85-1642

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

MEMO

亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 ヶ月以内	寒河江税務署 ☎ 0237-86-2244
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

問い合わせ先

市民生活課 市民係

☎ 0237-85-1854

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト



手続きに必要な書類の中には、市役所で取得できるもの（戸籍、住民票、税関係証明書など）が必要となる場合があります。各契約会社などに問い合わせしてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	寒河江警察署 ☎ 0237-83-0110 総合交通安全センター ☎ 023-655-2150
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	亡くなられた方の住所地 を管轄する健康福祉セン ター（保健所）へお問い 合わせください。	村山保健所 ☎ 023-627-1100
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	☐	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	寒河江税務署 ☎ 0237-86-2244
不動産登記	☐	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	山形地方法務局寒河江支局 ☎ 0237-86-3258
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			NHKふれあいセンター ☎ 0120-15-1515

MEMO

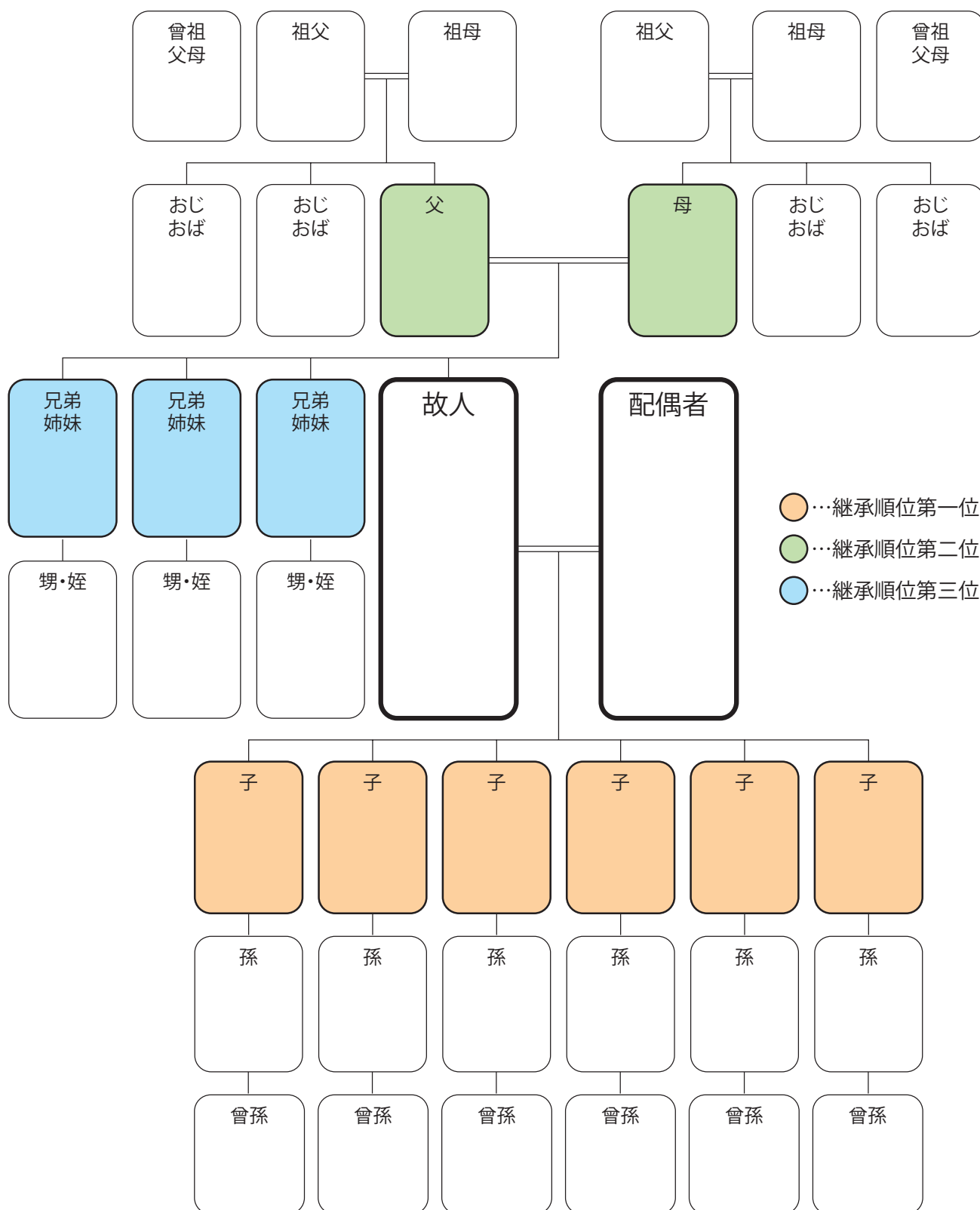
相続に関する手続きチェックリスト

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)	3ヶ月以内	共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認		被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

☒	項 目	期 日	備 考
☐	所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☐	相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円＋600万円×法定相続人の数

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

亡くなられた方の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ ①	戸籍関係書類の取得 相続開始の証明と法定相続人の特定
ステップ ②	遺産分割協議・協議書の作成 協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化
ステップ ③	登記申請書の作成 法務局（登記所）提出書類の作成
ステップ ④	登記申請書の提出 法務局（登記所）へ提出
ステップ ⑤	登記完了 法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されました。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

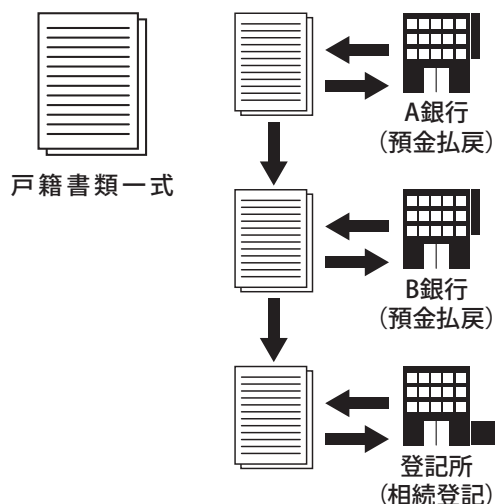
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、
各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。
この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

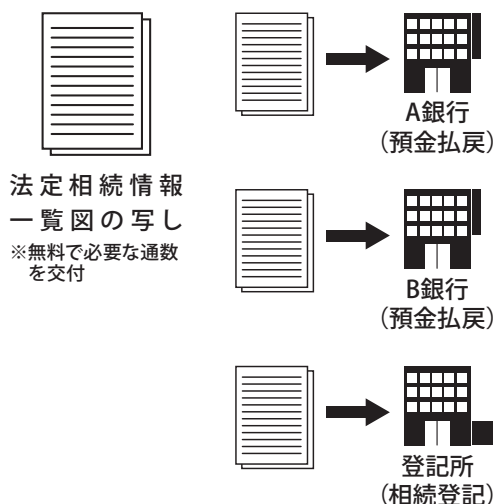
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

1. 市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

委任状

代理人 住所

(窓口に来る方) 氏名

私は、上記の者を代理人と認め、下記の事項を委任します。

記

委任事項（委任する事項に ✓ を付けてください）

(亡くなられた方) 氏名 の死亡に伴う下記の事項に関する権限

- ☐ 住民異動届（世帯主の変更など）の届出に関する一切の権限
- ☐ 住民票（除票）の交付申請および受領の権限
- ☐ 戸籍証明書の交付申請および受領の権限
- ☐ _____
- ☐ _____

この委任状を書いた日 令和 年 月 日

委任者 住所

(手続き可能な方) 氏名 ⑨ ※必ず押印

連絡先

委任状は、すべて委任者（手続き可能な方）の自筆で記入してください。委任者の押印は必須です。
作成した委任状は、代理人（窓口に来る方）に持参させてください。
代理人は、自身の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど）を持参してください。

MEMO

セレモニーホール JAやすらぎ河北

セレモニーホール JAやすらぎ大江



セレモニーホール JAやすらぎ

やすらぎ会員募集中

ご予算やご希望に添ったプランを提供し、真心をお届け致します。

セレモニーホールJAやすらぎの魅力

ホール・菩提寺・ご自宅などでのご葬儀を豊かな知識と地域の習慣を熟知したスタッフがご希望・想いに寄り添ってお手伝いさせていただきます。

やすらぎ
会員特典

供物・仏具の割引。ご法要ご利用の際、案内状・席札印刷サービス。
その他多くのサービスをご提供。

～仏事全般のご相談も承ります～

仏壇仏具・位牌の準備

仏壇は伝統型からモダンなデザインまで幅広くご用意しております。位牌の作成も承ります。



仏壇仏具・
位牌の準備

仏壇の修復・コンパクト化

古くなった仏壇の汚れや壊れなどをキレイに「修復」するほか、大きな仏壇を「コンパクト化」するサービスも承ります。

仏壇の修復・コンパクト化



Before

After

お墓に関するご相談

- ・お墓の新設、リフォーム
- ・戒名彫刻・お墓じまい、お引越



お墓もデザインの時代

お墓も自分らしく、お墓は人生の物語です。お客様の想いをお聴きし、一緒に考えカタチにするお墓づくりを致します。

お墓は人を想う心です。

つたえ、つなぐお墓。お墓は時空を超えて人の想いを紡ぐもの。子から孫へそして未来の家族へ。



～ペットの葬儀も承ります～

大切なご家族(ペット)がお亡くなりになりましたらご連絡下さい。
やすらぎ倶楽部会員様特典として分骨ケースをサービス致します。



JAさがえ西村山 葬祭センター

☎ 0237-83-1059 年中無休24時間対応

厚生労働省認定
葬祭ディレクター1級取得事務所

JAさがえ西村山 葬祭事業

寒河江市大字八楸字南740-5



相続後、何をしたら
いいかわからない。

実家はいくら位で
売れるのかな...

親族や兄弟との
トラブルを避けたい。

土地や空き家など 不動産の相続のことなら 当社へお任せください!

私に対応します!



寒河江市で不動産業に携わって33年。当社では空き家を
処分するのではなく、あなたの“大切な不動産を次世代に継承する”
ことを使命とし、あなたに寄り添ったご提案を心掛けています。

安心のポイント

査定は無料

地域密着店ならではの
対応力を活かし、
売却を全力でサポート。

秘密厳守

相続相談の専門家が
じっくりとあなたの悩みに
耳を傾けます。

リフォームも

相続×不動産×リフォーム
全てワンストップで
対応できます。

相続した不動産に関するお悩みをトータルサポートします。

相談無料

事前予約制

オンライン対応

☎ 0237-86-6396

まずは、あなたのお悩みをお聞かせください

寒河江市の

株式会社住まいる一む情報館

ホームページは
こちら

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字横道137

URL: <https://www.sumai-room.com>

営業時間 9:30~18:00 | 定休日 水曜日

詳しくはWEBで検索

住まいる一む情報館

検索



保険金定額
タイプ

お葬式費用に備えるための保険があります

終活に活かせる保険

葬儀保険「千の風」の
おすすめポイント

1
Point

最高100歳まで保障

85歳10ヶ月
まで申込可能!!

2
Point

加入審査も

告知だけ
の簡単手続き!!

入院・手術歴のある方でも安心してお申込みいただけます。



保険金定額タイプ100万円保障プラン 例) 70歳の場合

月々2,500円で100万円保障

終活のこと・お葬式のこと・相続のこと・お墓のこと [相談無料]

《引受少額短期保険業者》



ベル少額短期保険株式会社

登録番号: 福岡財務支局長(少額短期保険)第1号
当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、
証券コード: 6184)のグループ企業です。

詳しい資料をお送り致します お気軽にお問い合わせください



0800-919-0286

【受付時間】平日10:00~17:00



▲Webで
のお申し込みは
こちらから

◆【千の風(1年更新型定期保険)】は一定期間の死亡保障を確保する満期保険金、解約返戻金のない保険商品です。 ◆保険料は更新時の年齢に応じて高くなります。各年齢ごとの保険料は、資料請求の後「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」でご確認ください。 ◆通信販売(非対面による募集)は保険金額を100万円以下に制限しています。保険金額が100万円超のプランをご希望の場合は対面による募集が必要です。ただし、対面による募集の場合でも、年齢が80歳以上の場合は、申込保険金額を100万円以下に制限しています。 ◆ご契約の際には「重要事項説明(契約概要・注意喚起情報)」「約款」を必ずお読みください。

ベル少額-資料-2409-001



空家・空き地の処置があるある



土地・建物→現金化 売却の ご相談 承ります!!

お急ぎの方、
買取相談
承ります!



『相談するだけ』OK!
近所に知られずに
売却できます!!

ご注意
相場を無視した
高額査定は、
お客様の囲い込みが
狙いです。あとで値下げして
売ること... 査定額は買取額と
違って価格を保証していません。



住いの安心パートナー
株式会社 慶愛不動産

〒991-0031 山形県寒河江市本町1-7-21
TEL:0237-85-0198
<https://keiai-fudosan.com>



山形県知事免許(2)第2624号 (公社)山形県宅地建物取引業協会 東北地区不動産公正取引協議会会員

おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がいない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元氣なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

【受付時間】

9:00～17:30(年中無休)

※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

専門事業者とのご契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら



相続税

のことなら
あおい税理士法人へ！

相続が発生したが
必要な手続き
がわからない

相続税の
申告は必要？
必要なさそうだけど**不安...**



税務署から
「相続税のおたずね」
が届いた



相続税の負担や慣れない手続きによるこころの負担を最小限に。
様々な不安を安心にかえるお手伝いをさせていただきます。

 **初回相談無料 お気軽にご相談ください**

 **弁護士・司法書士など多くの専門家と提携**

 **おくやみハンドブックご持参で特別割引**

あおい税理士法人

営業時間：平日 8 時 30 分～17 時

(定休日：土日祝日)

 <https://www.tkcncf.com/suzuki-abekaikei/>

ホームページは
こちら



● **寒河江事務所**

📍 寒河江市南町二丁目3番13号

☎ **0237-85-6116**

● **山形事務所**

📍 山形市南四番町2番28号

☎ **023-623-9708**

お近くの事務所へお問い合わせください。

発行 寒河江市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 5 月

